

社会福祉法人羽島市社会福祉協議会の役員 及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人羽島市社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で定める役員とは、会長、副会長、常務理事、理事並びに監事をいう。

(常務理事の報酬等)

第3条 常務理事には、報酬及び期末手当等（以下、「報酬等」という。）を支給する。

- 2 常務理事の報酬等の額は、別表1に定める額とする。ただし、事務局長を兼ねる場合については、別表2に定める管理職手当を加算するものとする。
- 3 報酬等の支払い方法は、職員の例による。
- 4 前各項の規定にかかわらず、本会就業規則または臨時職員等就業規則に定める職員が常務理事を兼務する場合は、本会給与規程または臨時職員等就業規則に基づく給与等を支給する。

(非常勤役員及び評議員の報酬等)

第4条 常務理事を除く理事、監事及び評議員（以下「非常勤役員等」という。）には、次に掲げる業務を行った場合、別表3に定める額を報酬等として支給するものとする。ただし、地方公共団体の職員については、この限りではない。

(1) 理事会、評議員会及び監事会への出席

(2) その他会長が必要と認めた業務

- 2 前項の規定にかかわらず、非常勤役員等から辞退の申し出があったときは、報酬等を支給しないことができる。
- 3 非常勤役員等の報酬等は、第1項に定める業務を行った都度、あらかじめ本人が指定した金融機関口座に速やかに振り込むものとする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。
- 5 前各号の規定にかかわらず、その業務に他法人・団体等から報酬や費用弁償の支払いがある場合は、報酬等を支給しないものとする。

(役員及び評議員の実費弁償)

第5条 役員及び評議員が、社会福祉協議会の運営にかかわる研修、会議並びに活動等に参加し、参加費並びに負担金又はこれに類する費用負担があった場合は、その実費負担分を支払うものとする。

(支給制限)

第6条 この規程に基づかずには、いかなる報酬等も支給することができない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 (平成13年3月27日制定)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月26日議決)

この規程は、平成19年1月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年10月28日議決)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日議決)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日議決)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月26日一部改正議決)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月13日一部改正議決)

この規程は、平成29年6月13日から施行する。

附 則 (令和2年3月16日一部改正議決)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月15日一部改正議決)

この規程は、令和2年6月15日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日一部改正議決)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月18日一部改正議決)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(別表1)

1. 報酬	月 額	231,000円
-------	-----	----------

※月の途中で常務理事に就任した時、または月の途中で常務理事を退任した時ある

いは死亡した時は、報酬の計算は日割計算によるものとする。

2. 期末手当

期末手当は、6月1日及び12月1日を基準日とし、報酬月額に100分の200を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の在職期間に応じて次の割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月以上6ヶ月未満	100分の80
3ヶ月以上5ヶ月未満	100分の60
3ヶ月未満	100分の30

(別表2)

1. 管理職手当

管理職手当は、報酬月額に100分の15を乗じて得た額とする。

※月の途中で事務局長を兼務した時、または月の途中で事務局長の兼務を外れた時あるいは死亡した時は、管理職手当の計算は日割計算によるものとする。

(別表3)

1. 非常勤役員等の報酬等

区分	報酬等
1回につき	3,000円